

◎新潟県告示第1105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業期間 平成29年9月20日から平成29年12月31日まで
- 3 作業地域 信濃川下流河川事務所管内の信濃川沿川  
（新潟市東区臨港町2丁目～燕市中条新田）